

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の欄4を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。